

銀年

銀座でわかる年俵

情報(第 26 号)



平成 30 年 7 月 30 日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

巨大カンロ飴：里の厨（光市束荷）。近くにカンロ株式会社光工場がある

在職中の老齢厚生年金



1 給与所得と老齢厚生年金

企業勤務者では、65 歳前の特別支給の老齢厚生年金（現在、65 歳の支給開始年齢に向けて生年月日により支給開始年齢が順次繰り下がっています）と 65 歳からの老齢厚生年金（以下「年金」といいます）が受給できます。

高齢者雇用制度に人手不足が手伝って 60 歳以降も厚生年金保険の加入者（以下「厚年加入者」といいます）である方が増加しており、今回は、年金受給者が厚年加入者であるときの解説を行います（全体的な解説とまではできず肝の部分のみです）。

2 老齢年金の性質

老齢年金（老齢基礎年金及び老齢厚生年金）は、現役から引退したときの給付であるというのが伝統的解釈です。また、公的年金は、被保険者一人ひとりの貯金ではなく、現役世代が納付いただく保険料を現在の年金受給者への年金に充てており（賦課方式と呼びます）、現役世代と受給者世代との均衡に配慮する必要があること、また、年金財政を健全に維持する要請もございます。

故に、現役（厚年加入者）であるときは、年金を満額受給することはご遠慮いただきたいとの制度になります（老齢基礎年金を除きます）。

3 年金支給停止の考え方(65 歳前)

前記の観点及び日本経済の成長のためにも、できるだけ長く働いていただくことが要請されます。

そこで、厚年加入者であるときは、無条件に年金を全額受給できないが、賃金が 2 伸びれば年金支給の停止を 1 とする方式が考案されています（計算式の÷2 へ注目）。これにより、働けば働くほど（賃金が増えるほど）年金支給停止額が増加するところ、一部停止された年金額と賃金との『合計額』は増加する仕組みです。

具体例を挙げてみましょう。計算式は次のとおりです（基本月額と総報酬月額相当額との合計額が 28 万円以下の場合は全額支給されます）。

①基本月額：年金月額

②総報酬月額相当額：（その月の標準報酬月額）+（その月以前 1 年間の標準賞与額の合計）÷12

支給額計算式：①—（②+①—28 万円）÷2

事例 1

①を 10 万円、②を 24 万円とする

$10 - (24 + 10 - 28 \text{ 万円}) \div 2 = 7 \text{ 万円}$ （支給額）（年金支給停止額 3 万円）

合計額：給与 24 + 年金支給額 7 = 31 万円

事例 2

①を 10 万円、②を 28 万円とする

$10 - (28 + 10 - 28 \text{ 万円}) \div 2 = 5 \text{ 万円}$ (支給額) (年金支給停止額 5 万円)

合計額：給与 28 + 年金支給額 5 = 33 万円

事例 1・2 を比較すると年金支給停止額が増加しても合計額が増加している

4 年金支給停止の考え方(65 歳以降)

65 歳になると、老齢基礎年金が受給できることになり、年金支給額の計算式もガラリと変わって、受給合計額が増加します(基本月額と総報酬月額相当額との合計額が 46 万円以下の場合は全額支給されます。老齢基礎年金は無視します)。

①基本月額：加給年金額を除いた年金月額

②総報酬月額相当額：(その月の標準報酬月額) + (その月以前 1 年間の標準賞与額の合計) $\div 12$

支給額計算式：① — (② + ① — 46 万円) $\div 2$

事例 1

①を 10 万円、②を 24 万円とする

$10 + 24 < 46$ 10 万円 (支給額) (年金支給停止額 0 万円)

合計額：給与 24 + 年金支給額 10 = 34 万円

事例 2

①を 10 万円、②を 47 万円とする

$10 - (47 + 10 - 46 \text{ 万円}) \div 2 = 4.5 \text{ 万円}$ (支給額) (年金支給停止額 5.5 万円)

合計額：給与 47 + 年金支給額 4.5 = 51.5 万円

65 歳前と比較すると年金支給額が大幅に増加する

5 年金が停止されることは損？

よくある誤解は、年金が支給停止されると損だから停止されないよう働くということです。つまり、勤務日数(時間)を少なくして、厚年加入者とならないようにするわけです。

この働き方こそ個人的にも社会的にも損失です。3 及び 4 のとおり配慮していること、厚年加入者なら将来の年金額が増額すること、健康保険に加入できること(しかも保険料の半額は事業主負担)、配偶者が 60 歳未満であるならば第 3 号被保険者という場合もあり得ます。産業経験値がある方には長く活躍できる環境があり、能力、意欲があるなら現役であることが望まれ、それは介護・認知症の予防策でもあります。

当法人では、障害・遺族・老齢年金のご相談、請求手続きの代行を承っております。

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階

銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦

TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp